

広島県告示第八百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤田 雄山

| 指定居宅サービス事業者 | 居宅サービス事業所 | 指定年月日 |
|----------------|------------------|-----------|
| 株式会社愛ゆうスマイル | 愛ゆうスマイル | 平成一九年七月一日 |
| 株式会社幸の樹 | 訪問介護事業所しあわせの樹 | 平成一九年七月一日 |
| 有限会社ケア・ビルドサービス | ヘルパーステーションケア・ビルド | 平成一九年七月一日 |
| C.S.O株式会社 | らくらく介護サービス | 平成一九年七月一日 |